



後期高齢者医療制度のお知らせ



平成27年度の保険料をお知らせします

後期高齢者医療制度の被保険者の方に、平成27年度の1年間の保険料の額や、お支払いの方法についての通知書を7月中に郵便でお送りします。

●保険料の計算は

平成27年度の保険料は、平成26年中の所得にもとづいて計算します。

●保険料の支払方法は

通知書の「特別徴収」の欄に金額が記載されていれば、その金額を年金から直接お支払いいただきます。「普通徴収」の欄に金額が記載されていれば、納付書か口座振替でお支払いいただきます。



8月1日から有効の新しい被保険者証をお送りします

●8月1日は、年に一度の被保険者証の更新日です

更新にともない、現在、後期高齢者医療制度に加入しておられる方全員の被保険者証が新しくなります。新しい被保険者証は、7月中に簡易書留郵便で発送します。

●8月1日からは、今お持ちの被保険者証は使えません

平成27年8月1日以降は、新しい被保険者証をお使いください。(有効期限をお確かめください)

びわ色(薄橙色)になります



「限度額適用・標準負担額減額認定証」を更新します

●「限度額適用・標準負担額減額認定証」とは

医療機関に「限度額適用・標準負担額減額認定証」(以下、「限度額認定証」という。)を提示すると、同一医療機関での窓口負担が、ひと月の限度額までとされたり、入院時の食事代が減額されます。

●対象となる方は

後期高齢者医療制度の被保険者の方で、平成27年度の住民税が世帯全員非課税の方

●手続き方法は

①昨年から引き続き対象の方は

新しい被保険者証に同封して郵送いたします。(申請手続きは不要です)

②対象となる方で限度額認定証をお持ちでない方は

被保険者証と印鑑(スタンプ式でないもの)をご持参のうえ、役場住民課保険年金担当の窓口で申請してください。

公的機関の職員を装った不審者・不審電話にご注意を!

高齢者をねらった還付金等の詐欺が、全国各地で多数発生しています。

日野町においても、後期高齢者医療制度の被保険者宅に医療費や保険料の還付金等に関する不審な電話があったとの報告が多数寄せられています。

手口はいずれも、厚生労働省、県、市町や広域連合などの職員を装い、電話をかけた後訪問したりして金銭や被保険者証をだまし取るなどというものです。

市町や広域連合などの公的機関が、金融機関のキャッシュカードを渡すよう求めたり、ATM(現金自動払出機)を操作するよう指示することは絶対ありません!

「おかしいな」と思われる場合は、ひとりで判断せず家族や友人に相談するか、最寄りの警察、役場住民課保険年金担当または広域連合へご連絡ください。

◆問い合わせ先 住民課 保険年金担当

☎6571

滋賀県後期高齢者医療広域連合

☎077-522-3013 HP <http://www.shigakouiki.jp/>